

ID: 176

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等に係る許可		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第21条第1項及び第3項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
【基準】	<p>法第21条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第21条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 192

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	測量標識移転の承認		
法令名 根拠条項	新住宅市街地開発法 第34条の2第2項		
法令番号	昭和38年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の2の規定による。 (測量のための標識の設置)</p> <p>第34条の2 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。</p> <p>2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	現施行中事業地内での事業実施の同意		
法令名 根拠条項	新住宅市街地開発法 第36条第1項		
法令番号	昭和38年法律第134号		
【基準】			
<p>法第36条第1項の規定による。 (新住宅市街地開発事業の引継ぎ)</p> <p>第36条 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。</p> <p>2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。</p> <p>3 前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務(その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。</p> <p>4 第2項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可		
法令名 根拠条項	生産緑地法 第8条第1項		
法令番号	昭和49年法律第68号		
【基準】			
<p>法第8条第1項及び第2項の規定による。 (生産緑地地区内における行為の制限)</p> <p>第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 (3) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの イ 農産物、林産物又は水産物(以下この項において「農産物等」という。)の生産又は集荷の用に供する施設 ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設</p> <p>(2) 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	基礎調査のための障害物の伐除の許可
法令名称 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第56条第1項
法令番号	昭和36年法律第191号
<p>【基準】</p> <p>法第56条第1項の規定による。 (基礎調査)</p> <p>第4条 都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この項、次条第1項、第15条第1項及び第34条第1項において「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下この項、次条第1項、第15条第1項及び第34条第1項において「中核市」という。)の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。第15条第1項及び第34条第1項を除き、以下同じ。)は、基本方針に基づき、おおむね5年ごとに、第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況その他主務省令で定める事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。</p> <p>2 [略] (基礎調査のための土地の立入り等)</p> <p>第5条 都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。</p> <p>2～5 [略] (基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第56条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 275

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。 (建設に要する費用の補助)</p> <p>第12条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。 (家賃の減額に要する費用の補助)</p> <p>第15条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合には、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】			
<p>法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市公園の占用許可
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第1項
法令番号	昭和31年法律第79号
<p>【基準】</p> <p>法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市公園の占用許可の変更
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第3項
法令番号	昭和31年法律第79号
<p>【基準】</p> <p>法第6条第1項の許可の基準と同様に法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可 (第5条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】			
<p>準用する法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項
法令番号	昭和31年法律第79号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 290

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p>処分の概要</p>	<p>障害物の伐除及び土地の試掘等の許可</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再開発法 第61条第1項及び第3項</p>
<p>法令番号</p>	<p>昭和44年法律第38号</p>
<p>【基準】</p> <p>法第61条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第61条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内において施行者(第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行する地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは施行者が試掘等を行おうとし、又は第2条の2第4項の規定により第一種市街地再開発事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項、次条第2項及び第142条第3号において「試掘等許可権者」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、試掘等許可権者が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>	
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>
<p>備考</p>	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 291

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	施行地区内の権利の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第70条第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】</p> <p>法第70条第1項から第3項までの規定による。 (権利変換手続開始の登記)</p> <p>第70条 施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託しなければならない。</p> <p>2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築計画変更の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の7		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】</p> <p>法第99条の7の規定による。 (建築計画の変更)</p> <p>第99条の7 特定建築者は、建築計画に従い当該特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるときは、事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内において、施行者の承認を受けて、建築計画を変更することができる。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 293

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	債務の弁済に関する計画の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第117条第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第117条第3項の規定による。 (事業代行終了の公告等)</p> <p>第117条 事業代行者は、個人施行者、組合又は再開発会社の事業の継続が困難となるおそれ がなくなつたとき、又は第101条第1項の規定による登記が完了したときは、都道府県知事に あつては事業代行終了の旨を公告し、市町村長にあつてはその旨を都道府県知事に通知し なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、事業代行終了の旨を公告しなければならない。 い。</p> <p>3 個人施行者、組合又は再開発会社は、事業代行終了の公告後遅滞なく、その財産の処分及 び債務の弁済に関する計画を作成して事業代行者であつた者の承認を求めなければならない。 い。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第 75号・建設省住街発第73号)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	施行地区内の土地等の処分の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】</p> <p>法第118条の3の規定による。 (譲受け希望の申出に係る宅地等の処分制限)</p> <p>第118条の3 譲受け希望の申出をした者(前条第4項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、施行者の承認を得なければならない。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。</p> <p>3 前2項の規定は、土地収用法第45条の2に規定する裁決手続開始の登記があつた後における当該登記に係る宅地については、適用しない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 295

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	譲受け希望の申出等の撤回の同意		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の5第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】			
<p>法第118条の5の規定による。 (譲受け希望の申出等の撤回)</p> <p>第118条の5 譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者は、第118条の2第1項の期間(事業計画を変更して新たに編入した施行地区に係る譲受け希望の申出をした者又は賃借り希望の申出をした者にあつては、同条第6項において準用する同条第1項の期間)が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。</p> <p>2 施行者は、事業の遂行に重大な支障がない限り、前項の同意をしなければならない。</p> <p>3 第118条の2第8項の規定は、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回について準用する。</p> <p>4 第118条の2第2項又は第3項の規定により譲受け希望の申出がされた場合における譲受け希望の申出の撤回は、争いの当事者が共同してしなければならない。</p> <p>都市再開発法の認可に関する適正な手続の確保について(平成10年7月7日建設省都再発第75号・建設省住街発第73号)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 296

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	緑化率適用除外の許可①
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第35条第2項第1号
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第35条第2項第1号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 297

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	緑化率適用除外の許可②
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第35条第2項第2号
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第35条第2項第2号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 298

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	緑化率適用除外の許可③
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第35条第2項第3号
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第35条第2項第3号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 299

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	緑化施設工事の認定
法令名 根拠条項	都市緑地法 第43条第1項
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>法第43条第1項の規定による。 (緑化施設の工事の認定)</p> <p>第43条 第35条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>⑤ 緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定</p> <p>法第43条第1項に基づく緑化施設に関する工事が完了できない旨の認定は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが出来ない場合、市区町村長が認定することにより、当該緑化施設に関する工事が完了していないことを除き建築基準関係規定に適合していると認められる場合には、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けることができることとするものである。</p> <p>市区町村長が認定する場合として、例えば積雪寒冷地において厳冬期に建築物が完成する場合等気温等が原因で建築物の工事の完了の日までに緑化工事が完了できない場合などが考えられる。市区町村長が認定を行った場合、緑化施設に関する工事が完了できない事情が解消し次第、速やかに緑化施設に関する工事を完了させなければならないこととされていることを踏まえ、緑化工事が完了した際に市区町村長に通知し、その検査を受けることとすることが望ましい。</p> <p>この認定に際しては、施行規則第10条により、同規則に定める申請書に付近見取り図及び配置図並びに確認済証の写しを添えて、市区町村に提出することとされているが、この場合の配置図として、以下の書面を添付させること等により円滑な運用を図ることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平面図 ii 同規則第9条第1号の緑化施設を設置して壁面緑化を行う場合にあつては当該施設を整備する建築物の部分の立・断面図 iii 緑化施設の面積の算出根拠を示す書面(求積図、面積算出表等。i及びiiの図面に記入することも可能) <p>市区町村長が認定を行った際に交付する認定書については、完了検査の申請の添付図書とされており、当該認定書をもとに建築主事等が検査を行うことから、十分かつ必要最低限の図書とすべきであることを踏まえ、市区町村長は、認定書に申請書及びその添付図書(緑化施設的面積の算出根拠を示す書面を除く。以下「認定書の様式等」という。)の写しを付すことが望ましい。また、認定書の様式等を定めるにあたっては、当該地域を所管する特定</p>	

行政庁に対してあらかじめ十分な時間的余裕を持って協議するとともに、当該認定書の様式等を定めた際には、当該地域を業務区域とする指定確認検査機関による建築完了検査の実施に支障をきたすことがないようにするため、当該特定行政庁が当該地域を業務区域とする指定確認検査機関に対して認定書の様式等について情報の提供を行うことを踏まえ、当該特定行政庁に対してその旨について通知することが望ましい。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	緑地協定の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第47条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第47条第1項の規定による。 (緑地協定の認可)</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	緑地協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第48条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>緑地協定の変更の認可のため、第47条第1項(緑地協定の認可)と同様 (緑地協定の認可)</p> <p>第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	緑地協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第52条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第52条第1項の規定による。 (緑地協定の廃止)</p> <p>第52条 緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 304

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	1人緑地協定の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第54条第2項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第54条第1項及び第2項の規定による。 (緑地協定の設定の特則)</p> <p>第54条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第45条第1項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による緑地協定の認可の申請が第47条第1項各号に該当し、かつ、当該緑地協定が地域の良好な環境の確保のため必要であると認める場合に限り、当該緑地協定を認可するものとする。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 305

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	市民緑地設置管理計画の認定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第61条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第61条第1項の規定による。 (市民緑地設置管理計画の認定基準等)</p> <p>第61条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準(当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあっては、第8号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>(1) 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。</p> <p>(2) 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>(3) 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。</p> <p>(4) 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 市民緑地の管理期間が、1年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。</p> <p>(6) 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。</p> <p>(7) 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>(8) 市民緑地設置管理計画に記載された前条第2項第2号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第14条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。</p> <p>(9) その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	市民緑地設置管理計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第62条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】			
<p>市民緑地設置管理計画の変更の認定のため、第61条第1項(市民緑地設置管理計画の認定)と同様 (市民緑地設置管理計画の認定基準等)</p> <p>第61条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準(当該市民緑地設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合に於ては、第8号に掲げる基準を除く。)に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>(1) 市民緑地を設置する土地等の区域の周辺の地域において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足していること。</p> <p>(2) 市民緑地を設置する土地等の区域の面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>(3) 市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設の面積の前号に規定する面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上であること。</p> <p>(4) 市民緑地の管理の方法が、市民緑地の管理が適切に行われるために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(5) 市民緑地の管理期間が、1年以上で国土交通省令で定める期間以上であること。</p> <p>(6) 市民緑地設置管理計画の内容が、基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること。</p> <p>(7) 市民緑地設置管理計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>(8) 市民緑地設置管理計画に記載された前条第2項第2号イ又はロに掲げる施設の整備に係る行為が、特別緑地保全地区内において行う行為であつて第14条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該施設の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしてはならない場合に該当しないこと。</p> <p>(9) その他市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施されるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p>			
都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 311

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	測量又は調査のための土地の立入り等の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】			
<p>法第72条第1項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長(以下「機構理事長等」という。)は、第3条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第3条第1項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 312

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	障害物の伐除の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第72条第6項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】			
<p>法第72条第6項の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第72条</p> <p>6 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者が、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物又はかき、さく等を伐除しようとする場合において、その所有者及び占有者がその場所にいないため、その承諾を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、同項前段に掲げる者又は同項後段に掲げる者(その命じた者又は委任した者を含む。)は、当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けて、これを伐除することができる。この場合においては、植物又はかき、さく等を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 313

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築物等の移転又は除去の認可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第7項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第77条第7項の規定による。 (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>7 施行者は、第2項の規定により建築物等の所有者に通知した期限後又は第4項後段の規定により公告された期限後においては、いつでも自ら建築物等を移転し、若しくは除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に建築物等を移転させ、若しくは除却させることができる。この場合において、個人施行者、組合又は区画整理会社は、建築物等を移転し、又は除却しようとするときは、あらかじめ、建築物等の所在する土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 314

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	移転、除去の際の建築物等の使用許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第77条第8項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第77条第8項の規定による。 (建築物等の移転及び除却)</p> <p>第77条</p> <p>8 前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合には、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 315

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の2第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】			
<p>法第85条の2第5項の規定による。 (住宅先行建設区への換地の申出等)</p> <p>5 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので国土交通省令で定めるものを除く。)が存しないこと。</p> <p>(2) 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。</p> <p>(3) 当該申出に係る宅地についての換地に、第117条の2第1項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 316

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	障害物の伐除のための許可
法令名称 根拠条項	土地収用法 第14条第1項
法令番号	昭和26年法律第219号
<p>【基準】</p> <p>法第14条第1項の規定による。</p> <p>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第14条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。</p> <p>(別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>2 土地収用法第14条第1項に基づく許可(障害物の伐除、土地の試掘等のための許可)</p> <p>(1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>(3) 第3号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>(4) 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。</p> <p>(5) 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。</p> <p>(6) 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及</p>	

び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。)

標準処理期間	1箇月(通知による平均日)		
備考	事象により他課の場合あり		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	山林原野等の伐除の許可
法令名称 根拠条項	土地収用法 第14条第3項
法令番号	昭和26年法律第219号
<p>【基準】</p> <p>法第14条第3項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第14条</p> <p>3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>3 土地収用法第14条第3項に基づく許可(山林、原野等の障害物の伐除の許可)</p> <p>(1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。)</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。)</p> <p>(4) 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。</p> <p>(5) 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。</p> <p>(6) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。)</p> <p>(7) あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。)</p>	
標準処理期間	14日(通知による平均日)

備考	事象により他課の場合あり		
設定年月日			

ID: 318

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可
法令名 根拠条項	土地収用法 第122条第1項
法令番号	昭和26年法律第219号
<p>【基準】</p> <p>法第122条第1項の規定による。 (非常災害の際の土地の使用)</p> <p>第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)</p> <p>(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>(2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)</p> <p>(4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性和土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)</p> <p>(5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p>	
標準処理期間	設定なじまない(通知より)
備考	事象により他課の場合あり

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 319

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項
法令番号	昭和26年法律第219号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第122条第1項の規定による。 (非常災害の際の土地の使用)</p> <p>第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。</p> <p>行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について(平成6年9月28日建設省経収発第191号)による。 (別添2)</p> <p>申請に対する処分に関する審査基準についての指針</p> <p>7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可)</p> <p>(1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。</p> <p>(2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。)</p> <p>(3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。)</p> <p>(4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性和土地所有者の被る被害と比較衡量すること。)</p> <p>(5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p>	
標準処理期間	設定なじまない(通知より)
備考	事象により他課の場合あり

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 375

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	景観地区内の建築物計画の認定		
法令名 根拠条項	景観法 第63条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】	<p>法第62条、第63条第1項及び第2項の規定による。 (建築物の形態意匠の制限)</p> <p>第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。 (計画の認定)</p> <p>第63条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日以内(法第63条第2項)		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 376

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可		
法令名 根拠条項	景観法 第77条第3項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第77条第3項及び第4項の規定による。 (仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和)</p> <p>第77条</p> <p>3 前2項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後3月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限って、その許可をすることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 466

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	第35条第2項第1号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第36条
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第35条第2項第1号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 467

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	第35条第2項第2号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名 根拠条項	都市緑地法 第36条
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第35条第2項第2号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 468

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	第35条第2項第3号の準用による緑化率適用除外の許可
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第36条
法令番号	昭和48年法律第72号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第35条第2項第3号の規定による。 (緑化率)</p> <p>第35条</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの</p> <p>その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>(5) 緑化率規制</p> <p>① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外</p> <p>ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であつてその用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられる駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。</p> <p>また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であつて、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。</p> <p>ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。</p>	
標準処理期間	30日

備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 469

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の3第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】			
<p>法第85条の3第4項の規定による。 (市街地再開発事業区への換地の申出等)</p> <p>第85条の3</p> <p>4 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 470

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第85条の4第5項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】			
<p>法第85条の4第5項の規定による。 (高度利用推進区への換地の申出等)</p> <p>第85条の4</p> <p>5 施行者は、第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>(1) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合</p> <p>(2) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 510

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 511

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第6項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】			
<p>法第4条第1項と同様に法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p> <p>6 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る優良田園住宅建設計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1107

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	移動等円滑化経路協定の認可
法令名称 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第41条第3項
法令番号	平成18年法律第91号
<p>【基準】</p> <p>法第41条及び第43条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の締結等)</p> <p>第41条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。)第83条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。</p> <p>2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置</p> <p>(2) 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの</p> <p>イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準</p> <p>ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項</p> <p>ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 移動等円滑化経路協定の有効期間</p> <p>(4) 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置</p> <p>3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 (移動等円滑化経路協定の認可)</p> <p>第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。</p>	

標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1108

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	移動等円滑化経路協定の変更認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第44条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>法第44条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の変更)</p> <p>第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>			
標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1109

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	移動等円滑化経路協定の廃止認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第48条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>			
標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1110

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第50条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】			
<p>法第50条の規定による。</p> <p>(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)</p> <p>第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。</p>			
標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1294

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	歴史的風致維持向上支援法人の指定		
法令名 根拠条項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第34条第1項		
法令番号	平成20年法律第40号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第1項の規定による。 (歴史的風致維持向上支援法人の指定)</p> <p>第34条 市町村長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	<p>現時点該当なし 今後も無しであれば削除</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1304

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市再生推進法人の指定		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第118条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第118条第1項の規定による。 (都市再生推進法人の指定)</p> <p>第118条 市町村長は、特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1369

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	造成宅地防災区域の指定に係る測量又は調査のための障害物の伐除の許可(第5条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	宅地造成等規制法 第20条第3項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第5条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1564

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の2第4項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第45条の2第4項及び第45条の4第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の締結等)</p> <p>第45条の2</p> <p>4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>(都市再生歩行者経路協定の認可)</p> <p>第45条の4 市町村長は、第45条の2第4項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第45条の2第2項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(4) その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。</p> <p>2 市町村長は、第45条の2第4項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1565

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の5第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の5の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の変更)</p> <p>第45条の5 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1566

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第45条の9第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第45条の9第1項の規定による。 (都市再生歩行者経路協定の廃止)</p> <p>第45条の9 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条の2第4項又は第45条の5第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1567

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p>処分の概要</p>	<p>一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再生特別措置法 第45条の11第1項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第22号</p>		
<p>【基準】</p> <p>法第45条の11の規定による。 (一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)</p> <p>第45条の11 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第45条の4第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3 第45条の4第2項の規定は、第1項の認可について準用する。</p> <p>4 第1項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第45条の4第2項の規定による認可の公告のあった都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 1588

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市利便増進協定の認定		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第74条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第74条及び第75条の規定による。 (都市利便増進協定)</p> <p>第74条 都市再生整備計画に記載された第46条第25項に規定する区域内の1団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下この節において「土地所有者等」という。)又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。</p> <p>2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置</p> <p>(2) 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法</p> <p>(3) 第1号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法</p> <p>(4) 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手續</p> <p>(5) 都市利便増進協定の有効期間</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(都市利便増進協定の認定基準)</p> <p>第75条 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。</p> <p>(1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。</p> <p>(2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。</p> <p>(3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。</p> <p>(4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1589

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市利便増進協定の変更認定		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第76条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>法第76条及び第75条の規定による。 (都市利便増進協定の変更)</p> <p>第76条 土地所有者等又は第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。 (都市利便増進協定の認定基準)</p> <p>第75条 市町村長は、前条第1項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。</p> <p>(1) 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。 (2) 都市利便増進協定において定める前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第46条第25項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。 (3) 都市利便増進協定において定める前条第2項第4号から第6号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。 (4) 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1596

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	施行者による管理規約の設定の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第94条第1項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第94条の規定による。 (施行者による管理規約の設定)</p> <p>第94条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物(マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p> <p>2 前項の管理規約は、区分所有法第30条第1項の規約とみなす。</p> <p>3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第66条に規定する土地等又は区分所有法第68条第1項各号に掲げる物(附属施設にあつては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。)の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。</p> <p>4 前項の管理規約は、区分所有法第66条において準用する区分所有法第30条第1項の規約とみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1599

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	流通業務地区内の規制施設の建設等の許可		
法令名称 根拠条項	流通業務市街地の整備に関する法律 第5条第1項ただし書		
法令番号	昭和41年法律第110号		
【基準】			
<p>法第5条の規定による。 (流通業務地区内の規制)</p> <p>第5条 何人も、流通業務地区においては、次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならず、また、施設を改築し、又はその用途を変更して次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設としてはならない。ただし、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次条第1項及び第2項において「都道府県知事等」という。)が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設</p> <p>(2) 卸売市場</p> <p>(3) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽(政令で定める危険物の保管の用に供するもので、政令で定めるものを除く。)又は貯木場</p> <p>(4) 上屋又は荷さばき場</p> <p>(5) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗</p> <p>(6) 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所</p> <p>(7) 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割り、その他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるものの用に供する工場</p> <p>(8) 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場</p> <p>(9) 前各号に掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫</p> <p>(10) 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、流通業務地区の機能を害するおそれがない施設で政令で定めるもの</p> <p>2 公共施設又は国土交通省令で定める公益的施設の建設及び改築並びに流通業務地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた建設及び改築については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 流通業務地区については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条及び第49条の規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1601

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認		
法令名 根拠条項	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 第13条第1項		
法令番号	平成17年法律第79号		
【基準】			
<p>法第13条の規定による。</p> <p>(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)</p> <p>第13条 第6条第7項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者(第3項において「認定事業者」という。)は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。</p> <p>2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。</p> <p>3 認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第13条第2項の規定」とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1639

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定
法令名称 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第9条第1項
法令番号	平成24年法律第84号
<p>【基準】</p> <p>法第9条及び第10条の規定による。</p> <p>(集約都市開発事業計画の認定)</p> <p>第9条 第7条第2項第2号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設(次条第1項第3号において「特定公共施設」という。))の整備に関する事業を含む。)並びにこれに附帯する事業であつて、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの(以下「集約都市開発事業」という。)を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まちづくり計画に即して集約都市開発事業に関する計画(以下「集約都市開発事業計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。</p> <p>2 集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 集約都市開発事業を施行する区域</p> <p>(2) 集約都市開発事業の内容</p> <p>(3) 集約都市開発事業の施行予定期間</p> <p>(4) 集約都市開発事業の資金計画</p> <p>(5) 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果</p> <p>(6) その他国土交通省令で定める事項</p> <p>(集約都市開発事業計画の認定基準等)</p> <p>第10条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>(1) 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。</p> <p>(2) 集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第4項まで及び第6項において同じ。)が第54条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。</p> <p>(4) 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(5) 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>2 建築主事を置かない市町村(その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同</p>	

項第2号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知しなければならない。
- 5 建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。
- 6 市町村長が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。
- 7 市町村長は、第5項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
- 8 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第93条から第93条の3までの規定は、第5項において準用する同法第18条第3項及び第14項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
- 9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第3項の規定による申出があった場合及び同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第12条第3項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第6項から第8項までの規定を適用する。
- 10 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第1項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定による届出をしなければならないものについては、同法第2条第2項の条例が定められている場合を除き、同法第19条第1項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1640

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	集約都市開発事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第11条第1項		
法令番号	平成24年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の規定による。 (集約都市開発事業計画の変更)</p> <p>第11条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定集約都市開発事業者」という。)は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の認定について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1641

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第13条		
法令番号	平成24年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第13条 認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第9条第2項第1号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第10条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1673

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	特定入居者の賃貸の承認		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第28条第1項		
法令番号	平成7年法律第123号		
【基準】	<p>法第28条の規定による。</p> <p>(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)</p> <p>第28条 第5条第3項第4号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第3項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。</p> <p>2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。</p> <p>3 特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第28条第2項の規定」とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1683

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発行為の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用)
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項
法令番号	平成14年法律第22号
<p>【基準】</p> <p>適用する都市計画法第29条の規定による。</p> <p>(開発行為の許可)</p> <p>第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの</p> <p>(2) 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの</p> <p>(3) 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(4) 都市計画事業の施行として行う開発行為</p> <p>(5) 土地区画整理事業の施行として行う開発行為</p> <p>(6) 市街地再開発事業の施行として行う開発行為</p> <p>(7) 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為</p> <p>(8) 防災街区整備事業の施行として行う開発行為</p> <p>(9) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為</p> <p>(10) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為</p> <p>(11) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(2) 前項第3号、第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為</p> <p>3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第1項第1号及び前項の規定の適用については、政令で定める。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1684

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発行為の変更許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する都市計画法第35条の2第1項の規定による。 (変更の許可等) 第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1685

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>適用する都市計画法第36条第1項及び第2項の規定による。 (工事完了の検査)</p> <p>第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1686

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>適用する都市計画法第37条の規定による。 (建築制限等)</p> <p>第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。</p> <p>(2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1687

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築物の建蔽率等の指定の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】			
適用する都市計画法第41条の規定による。 (建築物の建蔽率等の指定)			
第41条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。			
2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1688

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発許可を受けた土地における建築等の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】			
適用する都市計画法第42条の規定による。 (開発許可を受けた土地における建築等の制限)			
第42条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてではない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。			
2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1689

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】			
適用する都市計画法第43条の規定による。 (開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)			
第43条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。			
(1) 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設			
(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設			
(3) 仮設建築物の新築			
(4) 第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設			
(5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの			
2 前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。			
3 国又は都道府県等が行う第1項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1690

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発許可に基づく地位の承継の承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する都市計画法第45条の規定による。 第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1691

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p>処分の概要</p>	<p>跡地等管理等協定の締結の認可及び変更認可</p>
<p>法令名称 根拠条項</p>	<p>都市再生特別措置法 第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。)</p>
<p>法令番号</p>	<p>平成14年法律第22号</p>
<p>【基準】</p> <p>法第111条及び第112条の規定による。 (跡地等管理等協定の締結等)</p> <p>第111条 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第115条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第116条第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下同じ。)は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)を適正に管理し、又は跡地(緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第3条第1項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。)における緑地等の整備等をするため、当該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定(以下「跡地等管理等協定」という。)を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を行うことができる。</p> <p>(1) 跡地等管理等協定の目的となる跡地等(以下この条において「協定跡地等」という。)</p> <p>(2) 協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項</p> <p>(3) 協定跡地等に係る跡地等の管理等に必要な施設の整備に関する事項</p> <p>(4) 跡地等管理等協定の有効期間</p> <p>(5) 跡地等管理等協定に違反した場合の措置</p> <p>2 跡地等管理等協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>3 跡地等管理等協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 立地適正化計画に記載された第81条第16項に規定する事項に適合するものであること。</p> <p>(2) 協定跡地等の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (跡地等管理等協定の認可)</p> <p>第112条 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 跡地等管理等協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1697

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	買受計画の認定
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第109条第1項
法令番号	平成14年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第109条及び第110条の規定による。 (買受計画の認定)</p> <p>第109条 マンション敷地売却決議が予定されている特定要除却認定マンションについて、マンション敷地売却決議があった場合にこれを買受けようとする者は、当該特定要除却認定マンションごとに、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却決議がされた特定要除却認定マンション(以下「決議特定要除却認定マンション」という。)の買受け及び除却並びに代替建築物の提供等(決議特定要除却認定マンションに代わるべき建築物又はその部分の提供又はあつせんをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「買受計画」という。)を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。</p> <p>2 買受計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 決議特定要除却認定マンションを買受けの日から決議特定要除却認定マンションを除却する日までの間における当該決議特定要除却認定マンションの管理に関する事項</p> <p>(2) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却の予定時期</p> <p>(3) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画</p> <p>(4) 代替建築物の提供等に関する計画(次条第3号において「代替建築物提供等計画」という。)</p> <p>(5) 決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項</p> <p>(6) その他国土交通省令で定める事項</p> <p>(買受計画の認定基準)</p> <p>第110条 都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 決議特定要除却認定マンションを買受けの日から決議特定要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。</p> <p>(2) 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議特定要除却認定マンションが買受けられ、かつ、除却されることが確実であること。</p> <p>(3) 代替建築物提供等計画が当該決議特定要除却認定マンションの区分所有者又は借家権者の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。</p>	
標準処理期間	30日
備考	
現時点該当なし	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 1698

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	買受計画の変更認定		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第111条の規定による。 (買受計画の変更)</p> <p>第111条 第109条第1項の認定を受けた者(以下「認定買受人」という。)は、買受計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条の規定は、前項の場合について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1699

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合設立の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第120条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第120条及び第121条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第120条 第108条第10項において読み替えて準用する区分所有法第64条の規定によりマンション敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該マンション敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「マンション敷地売却合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとするマンション敷地売却合意者は、組合の設立について、マンション敷地売却合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計がマンション敷地売却合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上であり、かつ、同意した者の敷地利用権の持分の価格の合計がマンション敷地売却合意者の敷地利用権の持分の価格の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人のマンション敷地売却合意者とみなす。 (認可の基準)</p> <p>第121条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(3) 当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>(4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1700

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	定款又は資金計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第134条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第134条及び第121条の規定による。 (定款又は資金計画の変更)</p> <p>第134条 組合は、定款又は資金計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第121条及び第123条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは資金計画」とあるのは「定款又は資金計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第134条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。</p> <p>3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マンション敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。 (認可の基準)</p> <p>第121条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (3) 当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1701

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合解散の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第137条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第137条の規定による。</p> <p>(解散)</p> <p>第137条 組合は、次に掲げる理由により解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消し</p> <p>(2) 総会の議決</p> <p>(3) 事業の完了又はその完了の不能</p> <p>2 前項第2号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1702

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	分配金取得計画の認可及び変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第141条及び第144条の規定による。 (分配金取得計画の決定及び認可)</p> <p>第141条 組合は、第123条第1項の公告後、遅滞なく、分配金取得計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、分配金取得計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、売却マンションの敷地利用権が賃借権であるときは、売却マンションの敷地の所有権を有する者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。 (認可の基準)</p> <p>第144条 都道府県知事等は、第141条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) マンション敷地売却決議の内容に適合していること。</p> <p>(3) 売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。</p> <p>(4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1764

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の認可
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の3第4項
法令番号	平成14年法律第22号
<p>【基準】</p> <p>法第80条の3及び第80条の4の規定による。 (低未利用土地利用促進協定の締結等)</p> <p>第80条の3 市町村又は都市再生推進法人等(第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第80条の7第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。))又は景観法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構(第80条の8第1項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下この節において同じ。)は、都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあつては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあつては景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。第111条第1項において同じ。)内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「低未利用土地利用促進協定」という。)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設 (2) 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項 (3) 低未利用土地利用促進協定の有効期間 (4) 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置 <p>2 低未利用土地利用促進協定については、前項第1号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>3 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市再生整備計画に記載された第46条第26項に規定する事項に適合するものであること。 (2) 第1項第1号の低未利用土地の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第1項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>4 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (低未利用土地利用促進協定の認可)</p> <p>第80条の4 市町村長は、前条第4項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合 	

するものであること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1765

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の変更認可		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の5		
法令番号	平成14年法律第22号		
<p>【基準】</p> <p>法第80条の5の規定による。 (低未利用土地利用促進協定の変更)</p> <p>第80条の5 第80条の3第2項から第4項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1791

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第24条第5項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条第5項及び第26条の規定による。 (管理協定の締結等)</p> <p>第24条</p> <p>5 第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (管理協定の認可)</p> <p>第26条 市町村長は、第24条第5項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。</p> <p>(2) 管理協定の内容が、第24条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1792

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	推進法人の指定		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第69条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p>【基準】</p> <p>法第69条第1項の規定による。 (指定)</p> <p>第69条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1795

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	設置等予定者の選定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の4第3項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条の4の規定による。 (設置等予定者の選定)</p> <p>第5条の4 公園管理者は、前条第1項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。 (2) 当該公募対象公園施設が第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。 (3) 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。</p> <p>2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第5条の2第2項第9号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。</p> <p>3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 公園管理者は、第3項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1796

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公募設置等計画の認定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の5第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の5の規定による。 (公募設置等計画の認定)</p> <p>第5条の5 公園管理者は、前条第5項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>2 公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1797

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公募設置等計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の6第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の6の規定による。 (公募設置等計画の変更等)</p> <p>第5条の6 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。</p> <p>2 公園管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 変更後の公募設置等計画が第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>(2) 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。</p> <p>3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1798

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の8		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の8の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第5条の8 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(1) 認定計画提出者の一般承継人</p> <p>(2) 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1799

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	樹木等管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】			
<p>法第38条第4項及び第40条の規定による。 (樹木等管理協定の締結等)</p> <p>第38条</p> <p>4 第1項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 (樹木等管理協定の認可)</p> <p>第40条 市町村長は、第38条第4項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 樹木等管理協定の内容が、第38条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1801

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第52条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第52条の規定による。</p> <p>第52条 田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの</p> <p>(2) 建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの</p> <p>(3) 前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。)</p> <p>3 国又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1818

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市計画協力団体の指定		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の5第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第75条の5第1項及び第75条の6の規定による。 (都市計画協力団体の指定)</p> <p>第75条の5 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(都市計画協力団体の業務)</p> <p>第75条の6 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力を行うこと。</p> <p>(2) 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。</p> <p>(3) 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>(4) 都市計画に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(5) 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1848

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第41条第3項及び第43条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の締結等)</p> <p>第41条</p> <p>3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。 (移動等円滑化経路協定の認可)</p> <p>第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。</p>			
標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1849

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第44条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の変更)</p> <p>第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>			
標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1850

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第48条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の廃止)</p> <p>第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。</p>			
標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1851

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】			
準用規定法第50条の規定による。			
(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)			
第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。			
2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。			
3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。			
4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。			
標準処理期間	40日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1868

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	宅地造成工事規制区域の指定に係る測量又は調査のための土地の試掘等の許可（第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の適用）		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第6条の規定による。 （障害物の伐除及び土地の試掘等）</p> <p>第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物（以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除（以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1869

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	宅地造成に関する工事の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】			
適用する宅地造成等規制法第12条及び第9条の規定による。 (宅地造成に関する工事の許可)			
第12条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。			
2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。			
3 都道府県知事は、第1項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。 (宅地造成に関する工事の技術的基準等)			
第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。			
2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1870

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	工事計画の変更の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の適用)		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】			
適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第16条及び第13条の規定による。 (変更の許可等)			
第16条 第12条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。			
2 第12条第1項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。			
3 第12条第2項から第4項まで、第13条、第14条及び前条第1項の規定は、第1項の許可について準用する。			
4 第1項又は第2項の場合における 次条 次条から第19条までの規定の適用については、第1項の許可又は第2項の規定による届出に係る変更後の内容を第12条第1項の許可の内容とみなす。			
5 前条第2項の規定により第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第35条の2第1項の許可又は同条第3項の規定による届出は、当該工事に係る第1項の許可又は第2項の規定による届出とみなす。 (宅地造成に関する工事の技術的基準等)			
第13条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事(前条第1項ただし書に規定する工事を除く。第21条第1項において同じ。)は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。			
2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1877

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	造成宅地防災区域の指定に係る測量又は調査のための土地の試掘等の許可(宅地造成等規制法第5条第1項の準用)(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第45条の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第87条の2第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】	<p>適用する宅地造成及び特定盛土等規制法第45条の規定による。</p> <p>第7章 造成宅地防災区域</p> <p>第45条第20条都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。)に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地(これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。)の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。</p> <p>3 第10条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 1902

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合設立の認可		
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第168条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第168条及び第171条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第168条 第115条の4第10項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者(特定団地建物所有者であってその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の4分の3以上の同意(同意した者の第115条の4第2項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する1の建物(専有部分のある建物にあっては、1の専有部分)が数人の共有に属するときは、その数人を1人の敷地分割合意者とみなす。</p> <p>(認可の基準)</p> <p>第171条 都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。</p> <p>(3) 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。</p> <p>(4) 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。</p> <p>(5) 事業実施期間が適切なものであること。</p> <p>(6) 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>(7) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1903

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可		
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第183条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第183条及び第171条の規定による。 (定款又は事業計画の変更)</p> <p>第183条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 第170条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合について、第171条及び第173条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第183条第1項の規定による認可があった際に従前から組合員であった者以外の」と読み替えるものとする。</p> <p>3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を変更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。 (認可の基準)</p> <p>第171条 都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。</p> <p>(3) 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。</p> <p>(4) 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。</p> <p>(5) 事業実施期間が適切なものであること。</p> <p>(6) 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>(7) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1904

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合解散の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第186条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第186条の規定による。 (解散)</p> <p>第186条 組合は、次に掲げる理由により解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消し (2) 総会の議決 (3) 事業の完了又はその完了の不能</p> <p>2 前項第2号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1905

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	敷地権利変換計画の認可及び変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第190条第1項(第197条において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第190条及び第196条の規定による。 (敷地権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第190条 組合は、第173条第1項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者がいるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもって組合に対抗することができない者については、この限りでない。 (認可の基準)</p> <p>第196条 都道府県知事等は、第190条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 敷地分割決議の内容に適合していること。</p> <p>(3) 分割実施敷地持分について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。</p> <p>(4) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3001

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発行為の許可
法令名称 根拠条項	都市計画法 第29条第1項及び第2項
法令番号	昭和43年法律第100号
<p>【基準】</p> <p>法第29条の規定による。 (開発行為の許可)</p> <p>第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの</p> <p>(2) 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの</p> <p>(3) 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(4) 都市計画事業の施行として行う開発行為</p> <p>(5) 土地区画整理事業の施行として行う開発行為</p> <p>(6) 市街地再開発事業の施行として行う開発行為</p> <p>(7) 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為</p> <p>(8) 防災街区整備事業の施行として行う開発行為</p> <p>(9) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為</p> <p>(10) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為</p> <p>(11) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(2) 前項第3号、第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為</p> <p>3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第1項第1号及び前項の規定の適用については、政令で定める。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発行為の変更の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第35条の2第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第35条の2の規定による。 (変更の許可等)</p> <p>第35条の2 開発許可を受けた者は、第30条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第29条第1項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第2項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未滿の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 開発許可を受けた者は、第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第31条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第32条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第33条、第34条、前条及び第41条の規定は第1項の規定による許可について、第34条の2の規定は第1項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第47条第1項の規定は第1項の規定による許可及び第3項の規定による届出について準用する。この場合において、第47条第1項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第2号から第6号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項又は第3項の場合における次条、第37条、第39条、第40条、第42条から第45条まで及び第47条第2項の規定の適用については、第1項の規定による許可又は第3項の規定による届出に係る変更後の内容を開発許可の内容とみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3003

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	工事完了の検査及び検査済証の交付		
法令名 根拠条項	都市計画法 第36条第2項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第36条第2項の規定による。 (工事完了の検査)</p> <p>第36条</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3004

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築物の建築及び特定工作物の建設の承認		
法令名 根拠条項	都市計画法 第37条第1号		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第37条の規定による。 (建築制限等)</p> <p>第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。</p> <p>(2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3005

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築物の建築の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第41条の規定による。 (建築物の建蔽率等の指定)</p> <p>第41条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3006

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築物及び特定工作物の新築及び新設並びに建築物の改築及び用途の変更の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第42条第1項ただし書		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第42条の規定による。</p> <p>(開発許可を受けた土地における建築等の制限)</p> <p>第42条 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、第36条第3項の公告があつた後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して当該開発許可に係る予定の建築物以外の建築物としてはならない。ただし、都道府県知事が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したとき、又は建築物及び第一種特定工作物で建築基準法第88条第2項の政令で指定する工作物に該当するものにあつては、当該開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、この限りでない。</p> <p>2 国又は都道府県等が行う行為については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3007

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築物の新築及び第一種特定工作物の新設並びに建築物の改築及び用途の変更の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第43条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第43条の規定による。</p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)</p> <p>第43条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。</p> <p>(1) 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(3) 仮設建築物の新築</p> <p>(4) 第29条第1項第9号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</p> <p>(5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定による許可の基準は、第33条及び第34条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。</p> <p>3 国又は都道府県等が行う第1項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があつたものとみなす。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3008

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	開発許可に基づく地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市計画法 第45条		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	法第45条の規定による。 第45条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3010

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の形質の変更並びに建築物その他の工作物の新築、改築及び増築並びに移動の容易でない物件の設置及びたい積(県が施行し、又は代行する市街地再開発事業に係るものを除く。)の許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第66条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第66条 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第2条の2第4項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第98条及び第141条の2第2号において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3012

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の形質の変更並びに建築物その他の工作物の新築、改築、増築及び大修繕並びに物件の附加増置の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第7項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】			
<p>法第66条第7項及び第8項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第66条</p> <p>7 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置(以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。)がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。</p> <p>8 前項の承認の申請があつたときは、都道府県知事等は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3013

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の形質の変更並びに建築物その他の工作物の新築、改築及び増築並びに移動の容易でない物件の設置及びたい積(県が施行する土地区画整理事業に係るものを除く。)の許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3017

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の形質の変更並びに建築物その他の工作物の新築、改築及び増築並びに移動の容易でない物件の設置及びたい積の許可		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第1項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第9条 前条第1項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3019

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の試掘及びボーリング並びにこれらに伴う植物及び垣、さく等の伐除の許可		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第21条第1項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第21条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5002

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第26条第1項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5011

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第52条の2第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第52条の2の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5012

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市計画施設等の区域内における建築の許可
法令名 根拠条項	都市計画法 第53条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
<p>【基準】</p> <p>法第53条から第55条までの規定による。 (建築の許可)</p> <p>第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 政令で定める軽易な行為</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>(4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの</p> <p>(5) 第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの</p> <p>2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。</p> <p>(2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。</p> <p>(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。</p> <p>イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(許可の基準の特例等)</p> <p>第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第</p>	

57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

- 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
- 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。
- 4 都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5013

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市計画法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>準用する法第52条の2の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5014

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第65条の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5016

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	風致地区内(面積が10ヘクタール以上)における行為の許可
法令名称 根拠条項	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1項
法令番号	昭和44年政令第317号
<p>【基準】</p> <p>政令第3条第1項及び第4条の規定による。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事(市の特別区を含む。以下同じ。)の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)、その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。</p> <p>(1) 建築物の建築その他工作物の建設</p> <p>(2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更</p> <p>(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)</p> <p>(4) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>(5) 木竹の伐採</p> <p>(6) 土石の類の採取</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 都道府県知事等又は市町村の長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準(第1号イ、ロ若しくはハ又は第4号イ若しくはハ(1)に掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。)及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。</p> <p>(1) 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。</p> <p>イ 当該建築物の高さが8メートル以上15メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。</p> <p>ロ 当該建築物の建ぺい率が10分の2以上10分の4以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。</p> <p>ハ 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が1メートル以上3メートル以下の範囲内において条例で定める距離以上であること。</p>	

<p>ニ 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(2) 建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。</p> <p>(3) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(4) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。</p> <p>イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10パーセント以上60パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以上であること。</p> <p>ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ハ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。</p> <p>(1) 宅地の造成等に係る土地の地形に応じ1・5メートル以上5メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土</p> <p>(2) 都市の風致の維持上特に枢要な森林で、面積が10ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事等、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採</p> <p>ニ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>(5) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。</p> <p>イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(6) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。</p> <p>(7) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5017

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	市街地再開発促進区域内における建築の許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第7条の4第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】			
<p>法第7条の4の規定による。 (建築の許可)</p> <p>第7条の4 市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第59条第1項第1号に該当する建築物(同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。)、同法第60条の2第1項第1号に該当する建築物(同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。)又は同法第60条の3第1項第1号に該当する建築物(同項第2号又は第3号に該当する建築物を除く。)の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下この条から第7条の6まで及び第141条の2第1号において「建築許可権者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又はその他の政令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>2 建築許可権者は、前項の許可の申請があつた場合において、当該建築が第7条の6第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定は、第一種市街地再開発事業に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示又は第60条第2項第1号の公告があつた後は、当該告示又は公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5019

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	測量及び調査のための土地の立入りの許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第60条第1項ただし書		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】	<p>法第60条第1項ただし書の規定による。 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第60条 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。第62条第1項及び第142条第1号において「立入許可権者」という。)の許可を受けた場合に限る。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5021

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】</p> <p>法第66条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第66条 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第2条の2第4項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第98条及び第141条の2第2号において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5023

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の形質の変更等の承認		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第66条第7項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】			
<p>法第66条第7項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第66条</p> <p>7 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置(以下この条において「土地の形質の変更等」と総称する。)がされたときは、当該土地の形質の変更等について都道府県知事等の承認があつた場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、次節の規定による施行者に対する権利を主張することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5043

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公告後における建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】			
<p>法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5056

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	特別緑地保全地区における行為の許可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第14条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】	<p>法第14条第1項及び第2項の規定による。 (特別緑地保全地区における行為の制限)</p> <p>第14条 特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5083

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可
法令名称 根拠条項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 第21条第1項
法令番号	平成4年法律第76号
<p>【基準】</p> <p>法第21条の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第21条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 主として第19条第1項第1号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う2ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>4 都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に</p>	

関する部分は、拠点整備促進区域内においては、適用しない。

- 5 第1項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 6 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 7 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 8 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5102

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可
法令名称 根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第1項
法令番号	平成7年法律第14号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p>	

- (1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
 - (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域
 - (3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
 - (4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区
 - (5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区
 - (6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要なとされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5109

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p>処分の概要</p>	<p>供給計画の認定</p>
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第2条第1項</p>
<p>法令番号</p>	<p>平成5年法律第52号</p>
<p>【基準】</p> <p>法第2条及び第3条の規定による。 (供給計画の認定)</p> <p>第2条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃貸住宅の位置 (2) 賃貸住宅の戸数 (3) 賃貸住宅の規模、構造及び設備 (4) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画 (5) 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項 (6) 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項 (7) 賃貸住宅の管理の方法及び期間 (8) その他国土交通省令で定める事項 <p>(認定の基準)</p> <p>第3条 都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。 (2) 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (3) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。 (4) 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの (5) 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。 (6) 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。 	

- (7) 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (8) 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5110

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	供給計画の変更の認定
法令名称 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第5条第1項
法令番号	平成5年法律第52号
<p>【基準】</p> <p>法第3条及び第5条の規定による。 (認定の基準)</p> <p>第3条 都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。</p> <p>(1) 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。 (2) 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (3) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。 (4) 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。</p> <p>イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの</p> <p>ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>(5) 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。 (6) 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。 (7) 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (8) 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。</p> <p>(供給計画の変更)</p> <p>第5条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5111

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第9条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第9条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5114

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第1項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第9条 前条第1項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市が施行する住宅地区改良事業の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5129

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第7条 第1項
法令番号	昭和50年法律第67号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第7条 土地区画整理促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 主として住宅の建設の用に供する目的で行う0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該土地区画整理促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>4 都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分は、土地区画整理促進区域内においては、適用しない。</p>	

標準処理期間	30日		
備考	<p>現時点該当なし 今後も該当なければ削除</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5133

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第26条 第1項
法令番号	昭和50年法律第67号
<p>【基準】</p> <p>法第26条の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第26条 住宅街区整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。次項において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、当該住宅街区整備促進区域の他の部分についての住宅街区整備事業の施行を困難にしないもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日において当該区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有していた者又はその一般承継人が次号ロに規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 住宅街区整備促進区域に関する都市計画に適合する建築物の新築</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 前号ロに規定する者が行う自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で第7条第2項第2号ロに掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 次条において準用する第8条第4項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、第67条第1項各号に掲げる公告があつた日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>4 都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に関する部分及び同法第57条の規定中市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡の制限に関する部分は、住宅街区整備促進区域内においては、適用しない。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

現時点該当なし
 今後も該当なければ削除

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	----------	----------------	-------

ID: 5140

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第64条 第1項及び第3項		
法令番号	昭和50年法律第67号		
【基準】	<p>法第64条の規定による。</p> <p>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第64条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都府県知事(市の区域内において個人施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者若しくは個人施行者若しくは組合が試掘等を行おうとし、又は第29条第3項の規定により住宅街区整備事業を施行し、若しくは施行しようとする市が試掘等を行おうとする場合にあつては、当該市の長。以下この項及び次条第2項において同じ。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、施行者となろうとする者、組合を設立しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考	<p>現時点該当なし</p> <p>今後も該当なければ削除</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5143

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公告前の施行地区内における建築行為等の許可		
法令名 根拠条項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第67条 第1項		
法令番号	昭和50年法律第67号		
【基準】			
<p>法第67条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第67条 次に掲げる公告があつた日後、第83条において準用する土地区画整理法第103条第4項の規定による公告がある日までは、施行地区内において、住宅街区整備事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都府県知事(市の区域内において個人施行者若しくは組合が施行し、又は市が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、当該市の長)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する住宅街区整備事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する住宅街区整備事業にあつては、その設立についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 都府県又は市町村が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(4) 機構又は地方公社が第29条第3項の規定により施行する住宅街区整備事業にあつては、施行規程及び事業計画についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>2 土地区画整理法第76条第2項の規定は、前項の規定による許可の申請があつた場合について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	<p>現時点該当なし 今後も該当なければ削除</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5188

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合設立の認可
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第9条第1項
法令番号	平成14年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項及び第12条の規定による。 (設立の認可)</p> <p>第9条 区分所有法第64条の規定により区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議(以下単に「建替え決議」という。)の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする建替え合意者は、組合の設立について、建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、建替え合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>3 区分所有法第70条第4項において準用する区分所有法第64条の規定により一括建替え決議の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であってその後に当該一括建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「一括建替え合意者」という。)は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>4 第1項の規定による認可を申請しようとする一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第70条第2項において準用する区分所有法第69条第2項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)及び一括建替え決議マンション群(一括建替え決議に係る団地内の2以上のマンションをいう。以下同じ。)を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の3分の2以上の同意(各マンションごとに、同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得なければならない。</p> <p>5 前各項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人の建替え合意者又は一括建替え合意者(以下「建替え合意者等」という。)とみなす。</p> <p>6 2以上の建替え決議マンション(建替え決議に係るマンションであって一括建替え決議マンション群に属さないものをいう。以下同じ。)若しくは一括建替え決議マンション群又は1以上の建替え決議マンション及び一括建替え決議マンション群に係る建替え合意者等は、5人以上共同して、第1項の規定による認可を申請することができる。この場合において、第2項の規定は建替え決議マンションごとに、第4項の規定は一括建替え決議マンション群ごとに、適用する。</p> <p>7 第1項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p>	

(認可の基準)

第12条 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。
- (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。
- (3) 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。
- (4) 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
- (5) 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。
- (6) 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。
- (7) 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (8) 事業施行期間が適切なものであること。
- (9) 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (10) その他基本方針に照らして適切なものであること。

標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5189

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	定款又は事業計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第34条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第34条第1項及び第12条の規定による。 (定款又は事業計画の変更)</p> <p>第34条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準)</p> <p>第12条 都道府県知事等は、第9条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。 (3) 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。 (4) 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。 (5) 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。 (6) 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。 (7) 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (8) 事業施行期間が適切なものであること。 (9) 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (10) その他基本方針に照らして適切なものであること。 			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5190

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合解散の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第38条第4項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第38条第4項の規定による。 (解散)</p> <p>第38条 組合は、次に掲げる理由により解散する。</p> <p>(1) 設立についての認可の取消し</p> <p>(2) 総会の議決</p> <p>(3) 事業の完成又はその完成の不能</p> <p>2 前項第2号の議決は、権利変換期日前に限り行うことができるものとする。</p> <p>3 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。</p> <p>4 組合は、第1項第2号又は第3号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p> <p>6 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第4項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>7 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもって組合員以外の第三者に対抗することができない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5191

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	決算報告の承認		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第42条		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条の規定による。 (決算報告)</p> <p>第42条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5192

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	マンション建替事業施行の認可		
法令名称 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第45条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第45条第1項及び第48条の規定による。 (施行の認可)</p> <p>第45条 第5条第2項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、1人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。</p> <p>3 前項の場合において、施行マンションとなるべきマンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。以下この項において同じ。)について権利を有する者のうち、区分所有権、敷地利用権、敷地の所有権及び借地権並びに借家権以外の権利(以下「区分所有権等以外の権利」という。)を有する者から同意を得られないとき、又はその者を確知することができないときは、その同意を得られない理由又は確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項の規定による認可を申請することができる。</p> <p>4 第9条第7項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。 (認可の基準)</p> <p>第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(3) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。</p> <p>(4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>5 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5193

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	規準又は規約及び事業計画の変更認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第50条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第50条第1項及び第48条の規定による。 (規準又は規約及び事業計画の変更)</p> <p>第50条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準)</p> <p>第48条 都道府県知事等は、第45条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (3) 事業計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があること。 (4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>5 第12条第3号から第10号までに掲げる基準に適合すること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5194

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	施行者の変動による規約の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第51条第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
<p>【基準】</p> <p>法第51条第3項の規定による。 (施行者の変動)</p> <p>第51条</p> <p>3 1人で施行するマンション建替事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5195

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	マンション建替事業の廃止及び終了の認可		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第54条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>法第54条第1項の規定による。 (マンション建替事業の廃止及び終了)</p> <p>第54条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 個人施行者は、事業の完成の不能によりマンション建替事業を廃止しようとする場合において、その者にマンション建替事業の施行のための借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第9条第7項並びに第49条第1項(図書の送付に係る部分を除く。)及び第2項の規定は、第1項の規定による認可について準用する。この場合において、第9条第7項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション」と、第49条第2項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって」とあるのは「マンション建替事業の廃止又は終了をもって」と読み替えるものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5196

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	権利変換計画の認可及び変更認可
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第57条第1項(第66条において準用する場合を含む。)
法令番号	平成14年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第57条及び第65条の規定による。 (権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第57条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。</p> <p>2 施行者は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、権利変換計画について、あらかじめ、組合にあっては総会の議決を経るとともに施行マンション又はその敷地について権利を有する者(組合員を除く。)及び隣接施行敷地がある場合における当該隣接施行敷地について権利を有する者の同意を得、個人施行者にあっては施行マンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)について権利を有する者の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>(1) 区分所有法第69条の規定により同条第1項に規定する特定建物である施行マンションの建替えを行うことができるときは、当該施行マンションの所在する土地(これに関する権利を含む。)の共有者である団地内建物の団地建物所有者</p> <p>(2) その権利をもって施行者に対抗することができない者</p> <p>3 前項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者から同意を得られないときは、その同意を得られない理由及び同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による認可を申請することができる。</p> <p>4 第2項の場合において、区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないときは、その確知することができない理由を記載した書面を添えて、第1項後段の規定による認可を申請することができる。</p> <p>(認可の基準)</p> <p>第65条 都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。</p> <p>(3) 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。</p> <p>(4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>(5) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>	

標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5197

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	権利変換計画の変更許可(第57条第1項後段の準用)		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第66条		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】			
<p>準用する法第57条第1項後段及び第65条の規定による。 (権利変換計画の決定及び認可)</p> <p>第57条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。 (認可の基準)</p> <p>第65条 都道府県知事等は、第57条第1項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請手続又は権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施行マンションに建替え決議等があるときは、当該建替え決議等の内容に適合していること。</p> <p>(3) 権利変換計画について区分所有権等以外の権利を有する者の同意を得られないことについて正当な理由があり、かつ、同意を得られない者の権利に関し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。</p> <p>(4) 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。</p> <p>(5) その他基本方針に照らして適切なものであること。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日